

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏名 株式会社ナックス  
代表取締役 仲村 幸夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 5月25日

許可の有効年月日 令和10年 5月24日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定は裏面のとおり）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず  
及び陶磁器くず、がれき類（限定は裏面のとおり）

(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(以上7種類)

## 2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地

(1) 東京都足立区鹿浜一丁目1番15号

(2) 東京都足立区入谷九丁目9番9号

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として7時から19時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物のうち石綿含有産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、その他の  
産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 25年 11月 15日 新規許可

令和 5年 5月 25日 更新許可 第2回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

複写禁止





(裏面)

許可番号 第13-10-173347号

2 積替え保管施設

(1) 東京都足立区鹿浜一丁目1番15号

面積：99.27㎡

最大保管高さ：1.2m

産業廃棄物の種類	保 管 量		
廃プラスチック類	1m <sup>3</sup> フレコンバッグ3個	3.0	m <sup>3</sup>
紙くず	1m <sup>3</sup> フレコンバッグ3個	3.0	m <sup>3</sup>
木くず	1m <sup>3</sup> フレコンバッグ3個	3.0	m <sup>3</sup>
繊維くず	1m <sup>3</sup> フレコンバッグ3個	3.0	m <sup>3</sup>
金属くず	1m <sup>3</sup> フレコンバッグ3個	3.0	m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1m <sup>3</sup> フレコンバッグ3個	3.0	m <sup>3</sup>
がれき類	1m <sup>3</sup> フレコンバッグ3個	3.0	m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	2m <sup>3</sup> コンテナ2個	4.16	m <sup>3</sup>
保管量合計		25.16	m <sup>3</sup>

(2) 東京都足立区入谷九丁目9番9号

面積：958.81㎡

最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類	保 管 量		
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物に限る。)	8m <sup>3</sup> コンテナ1個	8.3	m <sup>3</sup>
紙くず、木くず(石綿含有産業廃棄物との付着物に限る。)			
保管量合計		8.3	m <sup>3</sup>

(以下余白)



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏名 株式会社ナックス

代表取締役 仲村 幸夫

法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治

許可の年月日 令和5年12月25日  
(初回許可年月日 平成25年10月8日)  
許可の有効年月日 令和10年10月7日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※1）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年12月25日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

複写禁止

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。



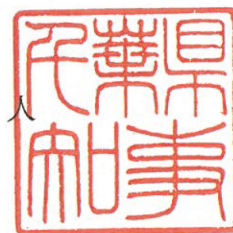
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏 名 株式会社 ナックス  
代表取締役 仲村 幸夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和5年11月1日

許可の有効年月日 令和10年10月16日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥, ウ 廃油, エ 廃酸, オ 廃アルカリ, カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, キ 紙くず, ク 木くず, ケ 繊維くず, コ 動植物性残さ, サ ゴムくず, シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, ス ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, セ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成25年10月17日 新規許可  
令和5年11月1日 更新許可・変更届（役員変更）

### 4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

（以下余白）

複写禁止

### 備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。



# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏名 株式会社ナックス  
代表取締役 仲村 幸夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年11月24日

許可の有効年月日 令和10年10月31日

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻  
 汚泥(\*)  
 廃油  
 廃酸  
 廃アルカリ  
 廃プラスチック類(\*) (#1)  
 紙くず  
 木くず  
 繊維くず  
 動植物性残さ  
 ゴムくず  
 金属くず(#1)  
 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)（石綿含有産業廃棄物は廃石膏ボードを除く。）  
 がれき類(\*)  
 以上14種類

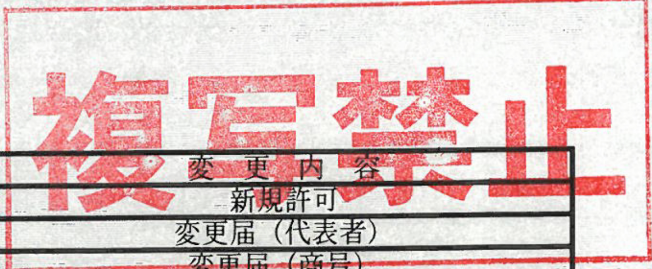
- ※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
 該当なし

3. 許可の条件  
 特になし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成25年11月1日	指令産廃第7-259号	新規許可
令和3年2月1日	-	変更届(代表者)
令和3年4月5日	-	変更届(商号)
令和4年8月2日	-	変更届(石綿含有産業廃棄物の汚泥の明示)
令和5年11月24日	指令産廃第9-1057号	更新許可



5. 積替え許可の有無 無  
 ※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏 名 株式会社ナックス

代表取締役 仲村幸夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和 4年11月11日

許可の有効期限

令和 9年11月10日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭がれき類（以上14種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑭については、石綿含有産業廃棄物を含む。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

令和 4年11月11日 新規許可

## 4 積替え許可の有無

有・無

## 5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

